

議案第61号

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 墨田区長等の給料等に関する条例（昭和22年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の182」を「、6月に支給する場合には100分の182、12月に支給する場合には100分の190」に改める。

別表1中「1,131,000円」を「1,142,000円」に、「913,000円」を「922,000円」に改める。

第2条 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、6月に支給する場合には100分の182、12月に支給する場合には100分の190」を「100分の186」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（別表1の改正規定を除く。） 公布の日
- (2) 第1条中別表1の改正規定 令和5年12月1日
- (3) 第2条の規定 令和6年4月1日

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、区長等の給料の額及び期末手当の支給月数を改定する必要がある。